マナーからルールへ

豊橋市の新しい喫煙ルールが、2020年4月1日より全面施行されます

屋外も禁煙の施設【条例】

学校、病院、薬局、施術所、児童福祉施設、
塾、スクールバス等
市の施設（競輪場、つつじ荘を除く）

20歳未満は立入禁止

20歳未満のかたは、従業員も喫煙エリアに
立ち入ることができません。

標識の掲示

喫煙専用室がある施設の出入口には、必ず
標識が掲示されます。飲食店は「禁煙」の
場合も標識を掲示します。【条例】

加熱式たばこの規制

加熱式たばこも紙巻きたばこと同じ扱いとし、
喫煙専用室では飲食等はできません。【条例】

● 2020年4月までに営業している、経営規模の小さな飲食店は除く

多くの施設において、屋内は**原則禁煙**になります
たばこを吸うときは、決められた場所で

【喫煙者への罰則規定】

喫煙禁止場所で喫煙を発見し、繰り返し指導しても
改善が見られない場合には、**最大30万円の過料**が
科せられることがあります。

【問合先】
豊橋市保健所 健康政策課
電話　0532−39−9116
（平日：8時30分～17時15分）

市のホームページはこちらから

豊橋市　受動喫煙防止対策　検索